

計画改定の趣旨

静岡県人権施策推進計画(第2次改定版)(H28～R2年度)等に基づき、全庁的な人権教育・啓発に取り組んできた。その結果、県民の人権尊重の意識は高まりつつある一方、依然として、生命・身体の安全にかかわる事象や、不当な差別等の人権侵害が生じている。このため、現計画期間の終了に合わせ、第3次改定を行う。

計画期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

人権尊重意識の定着度

「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合

令和7年度

50%以上

※R2までの指標は『「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県である」と感じる人の割合』

H28	H29	H30	R1	R2
38.9%	37.1%	45.3%	38.1%	48.2%

基本理念

人権尊重の美しい“ふじのくに”づくり
～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現～

<基本理念の理想とする目指すべき社会の姿>

- ・県民一人ひとりに人権感覚が備わった社会
- ・自分らしさを生かすことができる社会
- ・生命を大切に、多様性を認め合い、共生の心をもって共に創る社会
- ・ふじのくに人権宣言の趣旨が浸透した安心して暮らせる社会

<基本的視点>

- ・自尊感情・社会性の育成
- ・自己実現のための機会の保障
- ・自律・自立心の育成
- ・共生社会の実現
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・相談・支援体制等の充実

施策体系

I 人権教育・啓発の推進

項目	現状と課題	施策の方向	主要施策
(1) 家庭における人権教育	家庭における教育力の低下/社会全体での家庭教育支援の必要性	保護者の多様な学びの場づくりの推進/子育ての悩みや不安感を軽減するための支援	学習機会等の充実/相談体制の充実
(2) 学校における人権教育	人権感覚が十分身に付くような指導方法の工夫/教職員の人権尊重への理解を深める研修の必要性	教育活動全体を通じた人権感覚の育成/児童生徒・教職員研修の充実等	推進体制の充実/発達段階に応じた人権教育の推進/指導方法の充実等/家庭・地域等との連携/教職員に対する研修等
(3) 地域社会における人権教育	住民一人ひとりの人権尊重の理念を深める必要性	人権教育を推進するための指導者の養成/人権に関する学習機会の充実	指導者の養成/学習機会等の充実
(4) 企業における人権啓発	公平な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題/ハラスメント等への対応	人権教育・啓発への取組の一層の働きかけ/企業内啓発活動の支援	企業における人権啓発の支援
(5) 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等	人権意識の高揚のための積極的な推進	人権尊重の理念に基づく教育・研修の一層の推進	教職員等/医療関係者/福祉関係者/公務員への人権教育・啓発等
(6) 県民への人権啓発	依然として重大な人権侵害も発生	県民が人権尊重の重要性を正しく認識できる効果的な人権啓発活動の実施	県民への人権啓発の推進

II 分野別施策の推進

項目	現状と課題	施策の方向	主要施策
(1) 女性をめぐる人権問題	DVを受けたことがある人の割合の増加/セクハラ・マタハラ等の問題	あらゆる場での男女の人権尊重、男女平等の推進に関する教育・啓発の推進/男女共同参画の推進を阻害する問題の根絶、就業環境の整備	男女共同参画社会に向けた教育・啓発の推進/社会のあらゆる場における男女共同参画に向けた環境づくり/DV、セクシュアル・ハラスメント等の根絶及び相談体制の充実等
(2) 子どもをめぐる人権問題	児童虐待相談件数の増加/いじめ認知件数の高い水準での推移/子どもの貧困問題	虐待防止のための取組の充実/いじめ、不登校、非行等の防止のための取組の充実等	人権を大切に育む心の育成/子どもの人権が尊重されるための教育・啓発の推進/児童虐待防止等の取組/子どもの貧困対策等
(3) 高齢者をめぐる人権問題	生きがいと尊厳をもって安心して暮らしていける豊かな社会の実現/高齢者虐待の問題	高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進/虐待防止し、権利が擁護される体制の充実等	高齢者が暮らしやすい地域づくり/高齢者虐待等の防止/高齢者の権利擁護等
(4) 障害のある人をめぐる人権問題	障害のある人に対する理解不足/障害のある人への虐待の問題	住み慣れた地域で自立生活を送ることができる地域づくり/合理的配慮の実施、権利擁護の体制の充実	障害のある人が暮らしやすい地域づくり/共に生きる地域づくり/障害のある人の権利擁護等 ※障害者差別解消法関係
(5) 同和問題	依然として根深い心理的差別の存在	正しい理解のための教育・啓発の推進/えせ同和行為の排除	正しい理解を深めるための教育・啓発の推進/えせ同和行為の排除/相談体制の充実等 ※部落差別解消推進法関係
(6) 外国人県民をめぐる人権問題	言語、文化、生活習慣等の理解不足からくる誤解や偏見の存在/特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)	誰もが理解し合える地域づくりの推進/外国人県民の地域社会適応の促進、共生推進	誰もが理解し合い安心して暮らせる多文化共生の地域づくり/外国人県民への情報提供の強化
(7) 感染症患者等をめぐる人権問題	エイズ・HIV感染者、ハンセン病回復者、新型コロナウイルス等に対する理解不足による偏見や差別の存在	正しい知識の普及及び差別をなくす周知・啓発/患者・家族からの医療に関する相談への対応等	感染症患者等についての正しい理解の促進及び差別の防止/患者・感染者等への支援/患者の権利に関する理解の促進/相談体制の充実※新型コロナ対応
(8) 犯罪被害者等をめぐる人権問題	精神的苦痛や身体的不調等の二次的な被害	被害者支援の適切な運用/関係機関の連携強化/県民理解の促進	犯罪被害者等に対する支援制度の適切な運用及び理解の促進/関係機関の連携強化/相談体制の充実
(9) 刑を終えて出所した人をめぐる人権問題	就職に際しての差別や住居の確保の困難/誤った認識や偏見の存在	国や更生保護団体等と連携した周知・啓発活動/更生保護団体等の活動の支援	広報・啓発活動の推進/民間協力者の活動の促進等
(10) 性的指向・性自認をめぐる人権問題	性的指向・性自認に対する無理解や偏見/アウティングによる被害	性の多様性について理解促進を図る教育・啓発を推進/行政サービスの見直し・相談、支援等の充実	性の多様性について理解促進を図る教育・啓発の推進/行政サービスの検討・見直し/関係機関との連携
(11) インターネットによる人権侵害	匿名性等からくる名誉の侵害、差別の助長/有害情報による子どもの被害	個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解の促進/情報モラルの理解の促進等	人権侵害防止の啓発推進/情報モラルの理解のための教育の充実/インターネットに書き込まれた人権侵害への対応等
(12) 災害に起因する人権問題	誤った情報による風評被害や不当ないじめや差別/災害時における人権に配慮した対応の確保	災害時の被害の減少/要配慮者等の人権が尊重される体制整備/正しい情報の発信	災害による生命・身体・財産の被害減少/要配慮者等に対する支援/災害に関する情報発信・人権啓発
(13) その他の人権問題	個人情報保護/自殺の問題/ホームレス/その他(人身取引、アイヌの人々等)の人権問題への理解	個人情報保護、自殺の問題への適切な対策/ホームレスの自立支援/その他の人権問題への理解促進	個人情報保護/自殺対策/ホームレスの自立支援/その他の人権問題

III 相談・支援体制等の充実

項目	現状と課題	施策の方向	主要施策
(1) 相談・支援体制等の充実	依然として発生する様々な人権問題	人権問題への迅速・的確な対応	相談・支援・救済体制の充実